

農地中間管理事業を活用した地域等に対する支援 農地集約化促進事業について

集約化加速タイプ

地域計画の策定地域を対象として、農地バンクからの転貸、または、農地バンクを通じた農作業受託により、農地の集約化に取り組む地域に支援金が交付されます。

▼基本タイプ ▼大規模集約タイプ

- 交付要件**
- ① 地域の農地面積に占める同一の耕作者の1ha以上(中山間地域及び樹園地は0.5ha以上)の団地面積の割合が集約化目標年度(事業実施年度から起算して5年目の年度)までに10ポイントまたは20ポイント以上増加すること。
 - ② 目標地図において農業を担う者が位置づけられていない農地による1ha以上(同上)の団地面積の割合が集約化目標年度(同上)までに10ポイントまたは20ポイント以上増加すること。
 - ③ 同一の耕作者が耕作する団地面積の割合が30%以上の地域において1団地当たりの平均面積が集約化目標年度(同上)までに1.5倍以上となること。
 - ④ 当該団地を耕作する者の経営規模が15ha以上(中山間地域は7.5ha以上、樹園地は2ha以上)であること。
 - ⑤ 当該団地を耕作する者の1団地の面積が5ha以上(中山間地域は2.5ha以上、樹園地は1ha以上)であること。

	地域の団地面積の割合	交付単価		
		基本タイプ(転貸)	基本タイプ(農作業受託)	大規模集約タイプ(転貸)
区分1	10ポイント以上増加	1.0万円/10a	0.5万円/10a	5.0万円/10a
区分2	20ポイント以上増加	3.0万円/10a	1.5万円/10a	
	すでに30%以上の地域は1団地当たりの平均面積が1.5倍以上			

- ※ 基本タイプは①②③のいずれかの要件を満たす必要があります。
- ※ 大規模集約タイプは①②③のいずれか及び④⑤の要件を満たす必要があります。
- ※ 6年以上の貸借契約または農地バンクを通じた農作業受託(基幹三作業以上)が必要です。
- ※ 対象期間内のうち新たに団地化した面積が交付対象となります。
- ※ 同一農地につき1回の交付となります。
- ※ 地域集約化実現タイプと併給可
- ※ 過去に集約化奨励金等の交付を受けたことのある農地は対象外

支援金の使い道は
地域で決めることが
できます

- 共同で利用する農業機械の購入費等や購入積立金
- 農道や水路の修繕に必要な資材費
- 集落営農組織の法人化に向けた資金 など

▼誘致団地創出タイプ(交付単価5.0万円/10a)

- 交付要件** 集約化目標年度(事業実施年度から起算して5年目の年度)までに以下の要件を満たすこと。
- ① 受け手不在農地を団地化し4ha以上の誘致団地を形成すること。
 - ② 誘致団地内の全ての農地で10年以上の貸借契約を行うこと。
 - ③ 形成した誘致団地を新たな受け手に転貸すること。

地域集約化実現タイプ

地域計画の策定地域を対象として、地域内の農地を農地バンクに貸し付け、受け手へ農地集積・集約した結果(活用率)に応じて、地域に支援金が交付されます。

- 交付要件**
- 目標地図における同一の耕作者が耕作する1ha以上(中山間は0.5ha以上)の団地面積の割合が5割以上であること。
 - 10年以上の貸借契約が必要。

	機構の活用率		交付単価
	一般地域	中山間地域	
区分1	80%超	60%超80%以下	2.0万円/10a
区分2		80%超	2.6万円/10a

- ※ 同一農地につき1回の交付となります。
- ※ 集約化加速タイプと併給可
- ※ 過去に地域集積協力金等の交付を受けたことのある農地は対象外。

詳細な内容の
お問い合わせは
最寄りの市町村または
各農林事務所へ



(交付例) 中山間地域に該当するA地域の場合

A地域の状況	交付の可否	交付額の計算
① 地域の農地面積 40ha ② 農地バンクへの貸付面積 30ha ③ 事業対象年度の農地バンクへの10年以上の新規貸付面積 20ha ④ 目標地図における0.5ha以上の団地面積 25ha	【農地バンクの活用率】②÷①=75%(交付単価1) 【交付要件(団地化割合)】④÷①=62%(5割以上)	【交付対象面積】③=20ha 【交付単価】交付単価区分1の額 交付額 20ha×2.0万円/10a=400万円

交付可